



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1277 平成19年度和歌山県名匠表彰の受賞者 (文化国際課)
- 1278 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 1279 " (")
- 1280 県産認定リサイクル製品の使用及び購入の状況の公表 (循環型社会推進課)
- 1281 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1282 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1283 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 1284 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 1285 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 1286 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 1287 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 1288 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 1289 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (")
- 1290 随意契約の相手方の決定 (薬務課)
- 1291 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課)
- 1292 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 1293 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1294 " (")
- 1295 " (")

○ 公告

- 平成19年度職業訓練指導員試験の合格者 (雇用推進課)
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

○ 監査公表

- 監査公表第33号
- 監査公表第34号
- 監査公表第35号

○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県橋本警察署)

告 示

和歌山県告示第1277号

平成19年度和歌山県名匠表彰の受賞者は、次のとおりである。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県名匠

桑添勇雄(棕櫚箒製作)

海草郡紀美野町在住

三塚明(伝統建築保存修理)

紀の川市在住

和歌山県告示第1278号

和歌山県紀の川市東国分・古和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成17年4月18日から平成19年3月16日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市東国分・古和田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市東国分・古和田の一部地区

5 認証年月日

平成19年11月8日

和歌山県告示第1279号

和歌山県橋本市彦谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

2 調査を行った時期
平成16年4月16日から平成19年2月14日まで

3 成果の名称
和歌山県橋本市彦谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県橋本市彦谷の一部地区

5 認証年月日
平成19年11月8日

和歌山県告示第1280号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例(平成17年和歌山県条例第131号)第10条第2項の規定に基づき、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第116号)第7条第1項に規定する県産認定リサイクル製品の平成18年度における使用及び購入の状況について次のとおり公表する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 工事

(1) 使用数量

| 種別()内は製品数 | 品目 | 数量 |
|--------------|--------------|-----------------------|
| コンクリート資材(13) | 再生碎石 | 10,420 m ³ |
| | 上層路盤材 | 3,272 m ³ |
| | 地盤改良用製鋼スラグ | 296 m ³ |
| | コンクリート積みブロック | 320 m ³ |
| 舗装資材(2) | 舗装用ブロック | 391 m ² |
| 堆肥、緑化材(10) | 自然復元化吹付材料 | 868 m ³ |
| | 植生基盤ソイル | 122 m ³ |
| | 土地改良資材 | 10 m ³ |
| | 植生基盤材 | 365 t |
| | 植生マット | 10,281 m ² |
| 間伐材工事資材(1) | 転落防止柵、歩道柵 | 34 m |
| その他工事資材(1) | チップ芯下地 | 80 m ² |

(2) 購入金額 84,303,875円

| 指定番号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 指定年月日 |
|---------|-----------|------------|---------------|------------|------------|
| 田訪10-19 | 社会福祉法人真寿会 | 田辺市神島台6番1号 | 真寿苑訪問看護ステーション | 田辺市神島台6-19 | 平成19.10.26 |

和歌山県告示第1283号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、

2 物品の調達

(1) 使用数量

| 種別()内は製品数 | 品目 | 数量 |
|------------|-----------|------------------|
| 堆肥、緑化材(1) | バーク堆肥 | 1,546袋(1袋20kg入り) |
| その他製品(1) | 分別用指定ごみ袋 | 1,300枚 |
| 文具・機器類(1) | トナーカートリッジ | 270個 |

(2) 購入金額 3,190,271円

和歌山県告示第1281号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年12月31日まで縦覧に供する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年10月31日

2 名称

特定非営利活動法人たけのこ

3 代表者の氏名

峯本みどり

4 主たる事務所の所在地

西牟婁郡白浜町栄1096番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、地域福祉活動に関する事業を行い、地域福祉活動の推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1282号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称) | 住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地) | 法人の場合にあっては、代表者の氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 (指定の有効期間の満了の日) |
|------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------|-----------|---------|-------------------------|
| 3072200797 | 特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ | 田辺市文里1丁目3-1-7 | 原富子 | デイケアハウス あいづ | 田辺市秋津町209 | 通所介護 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |

和歌山県告示第1284号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 (指定の有効期間の満了の日) |
|------------|------------------|----------------|--------|---------------------|----------------|---------|-------------------------|
| 3070106202 | 社会福祉法人ハッピーステーション | 和歌山市杭ノ瀬243番地の6 | 中井均 | ハッピーステーション居宅介護支援事業所 | 和歌山市杭ノ瀬243番地の6 | 居宅介護支援 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |

和歌山県告示第1285号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称) | 住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地) | 法人の場合にあっては、代表者の氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 (指定の有効期間の満了の日) |
|------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------|------------|-----------------|---|-------------------------|
| 3070106251 | 有限会社サザンクロス | 有田市野699 | 石垣泰伸 | サザンクロスわかやま | 和歌山市北新金屋丁67 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |
| 3070106236 | セントケア和歌山株式会社 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | 楠本大 | セントケア紀三井寺 | 和歌山市紀三井寺681番地の4 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |
| 3070106244 | セントケア和歌山株式会社 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | 楠本大 | セントケア紀の川 | 和歌山市福島336番地 | 訪問介護・介護予防訪問介護・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |
| 3071400638 | セントケア和歌山株式会社 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | 楠本大 | セントケアかいなん | 海南市名高504番地の1 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |

| | | | | | | | |
|------------|--------------|------------------|------|-------------------|-----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 3072200789 | 医療法人玄竜会 | 田辺市たきない町6番11号 | 南條早苗 | ケアセンターこみの | 田辺市神島台7番1号 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |
| 3060190513 | セントケア和歌山株式会社 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | 楠本大 | セントケア訪問看護ステーション城北 | 和歌山市東布経丁2丁目1番地 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |
| 3072200805 | 医療法人玄竜会 | 田辺市たきない町6番11号 | 南條早苗 | デイサービスセンター自彊館 | 田辺市神島台7番1号 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |
| 3070106210 | 綿貫第二クリニック | 和歌山市北野字川原田285番地 | 綿貫知世 | 綿貫デイケアセンター | 和歌山市北野字川原田285番地 | 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション | 平成19.11.1 平成25.10.31 |

和歌山県告示第1286号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事

業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 (指定の有効期間の満了の日) |
|------------|--------------|------------------|--------|----------|-------------|----------------------|-------------------------|
| 3070106228 | セントケア和歌山株式会社 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | 楠本大 | セントケア和歌山 | 和歌山市吉田305-3 | 居宅介護支援・訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成19.11.1 平成25.10.31 |

和歌山県告示第1287号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------|---------------|-------------|--------------|----------------|------------|
| 3012200303 | 第2古道ヶ丘 | 田辺市中辺路町栗栖川844 | 就労移行支援 | 社会福祉法人やおき福祉会 | 田辺市たきない町22番15号 | 平成19.10.31 |

和歌山県告示第1288号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期限 |
|------------|--------|--------------|-------------|--------------|--------------|----------------|-----------|------------|
| 3012250068 | 龍の里作業所 | 田辺市龍神村柳瀬1145 | 就労継続支援B型 | 特定無し | 社会福祉法人やおき福祉会 | 田辺市たきない町22-15 | 平成19.11.1 | 平成25.10.31 |

和歌山県告示第1289号
 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。
 平成19年11月16日
 和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 障害福祉サービスの種類 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------|-----------|-------------|-------------|--|---|-----------|
| 3012200303 | 第2古道ヶ丘 | 就労継続支援B型 | 事業所形態及び利用定員 | ・主たる事業所 第2古道ヶ丘(定員11名) ・従たる事業所 龍の里作業所(定員10名) ・従たる事業所 本宮くまのこ作業所(定員10名) | ・主たる事業所 第2古道ヶ丘(定員15名) ・従たる事業所 本宮くまのこ作業所(定員10名) | 平成19.11.1 |
| | 龍の里作業所 | | | | | |
| | 本宮くまのこ作業所 | | | | | |

和歌山県告示第1290号
 抗インフルエンザウイルス薬の売買契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。
 平成19年11月16日
 和歌山県知事 仁坂吉伸

- 平成19年11月16日
 和歌山県知事 仁坂吉伸
- 随意契約に係る物品の名称及び数量
 抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル製剤75mg)
 440,000カプセル
 - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 和歌山県福祉保健部健康局業務課
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - 随意契約の相手方を決定した日
 平成19年9月28日
 - 随意契約の相手方の氏名及び住所
 中外製薬株式会社
 東京都北区浮間五丁目5番1号
 - 随意契約に係る契約金額
 103,950,000円(うち消費税及び地方消費税の額4,950,000円)
 - 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
 - 随意契約の理由
 特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

- 商号又は名称 スマイルキャッシングピース
- 氏名 大坪正和
- 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市有家339番地の9 第2東京ビル305号
- 登録番号 和歌山県知事(N2)第01390号
- 登録年月日 平成19年8月3日
- 行政処分の年月日 平成19年11月7日
- 行政処分の内容 登録の取消し
- 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第6号に該当するため。

和歌山県告示第1292号
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。
 平成19年11月16日
 和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)FORTE WAJIMA
 和歌山市本町二丁目1番地 他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 和島興産株式会社 代表取締役 島和代
 和歌山市吹上四丁目1番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

和歌山県告示第1291号

和島興産株式会社 代表取締役 島和代
和歌山市吹上四丁目1番1号
その他未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年11月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,711㎡
- 6 駐車場の収容台数
86台
- 7 駐輪場の収容台数
0台
- 8 荷さばき施設の面積
26.25㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
20.465㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後8時30分
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 14 届出年月日
平成19年11月2日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成19年11月16日～平成20年3月17日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1293号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 住氏 氏名 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|-----------------|---------------------------------|-----------|------------|------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2969 | 岩出市波分字松本74番1の一部 | 和歌山市十一番丁10番地 Jamビル 株式会社アクティブマドリ | 平成19.11.5 | 5.00 | 56.57 |

| | | | | | |
|--|--|---------------------|--|--|--|
| | | ード 代表取締役 依岡善明 | | | |
|--|--|---------------------|--|--|--|

和歌山県告示第1294号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 住氏 氏名 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|--------------------|---------------------------------|-----------|------------|------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2971 | 紀の川市畑野上字城賀312番1の一部 | 和歌山市太田479-3 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英 | 平成19.11.5 | 6.00 | 35.32 |

和歌山県告示第1295号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 住氏 氏名 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|-------------------------------------|---|-----------|--------------|----------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2965 | 西牟婁郡白浜町堅田字高山2578-237の一部、2578-239の一部 | 大阪市天王寺区上本町5丁目2番11号 新興産ビル株式会社 代表取締役 友田松三 | 平成19.11.7 | 6.00 6.00 | 19.33 18.46 |

公 告

公 告

平成19年度職業訓練指導員試験合格者は、次のとおりである。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

受験番号

1902 1903 1906 1907 1909 1912 1914

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年11月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| | |
|--------------------|---|
| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 新宮市新宮鴻田3498番、3499番2の一部、3499番9の一部、3499番1の一部、3499番3の一部、3544番の一部 |
| 許可を受けた者の住所及び氏名 | 新宮市大橋通一丁目4番地の5 有限会社森岡乳業 代表取締役 森岡基二 |

監査公表

和歌山県監査公表第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成19年10月9日及び10日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年11月16日

- 和歌山県監査委員 垣 平 高 男
- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣
- 和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監査実施年月日 |
|-------------------------|-------------|
| 那賀振興局総務室 | 平成19年10月9日 |
| 那賀振興局健康福祉部 | " |
| 那賀振興局産業振興部 | " |
| 那賀振興局建設部 | " |
| 紀北県税事務所 | " |
| 和歌山県公営競技事務所 | " |
| 和歌山県立貴志川高等学校 | " |
| 伊都振興局総務室 | 平成19年10月10日 |
| 伊都振興局健康福祉部 | " |
| 伊都振興局産業振興部 | " |
| 伊都振興局建設部 | " |
| 和歌山県立紀北青少年の家管理運営コンソーシアム | " |
| 財団法人和歌山県下水道公社 | " |

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

那賀振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金(元利合計)については、平成18年度末で約1,102万3千円の未収金となっており、前年度末に比し約67万4千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約632万円となっており、前年度に比し約170万円減少している。

生活保護事務が、紀の川市及び岩出市の福祉事務所に移管されたことから、未収金の償還事務だ

けが残されたが、今後両市との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

那賀振興局産業振興部

過年度分の登記事務促進については、「未登記事務処理計画」にのっとり、事務処理を進めているところであるが、平成18年度末現在、122筆が未登記として残っている。

これらの処理の促進については、現地に対応する公図が混乱している状況、地域性等もあり処理が困難な面は否定しがたいが、社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士会等の活用を今後とも強化継続するとともに、現在紀の川市及び岩出市において実施している地籍調査事業との連携も図り、農業農村整備事業と併せて行うなど手法を駆使し、未登記処理の促進に努力されたい。

紀北県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力された結果、平成18年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約2億5,962万円と、前年度に比し約1,917万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉、資産調査の徹底等により滞納者の現況把握に努め、特に悪質滞納者及び高額滞納者に対する優先的な取組を行うなど滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税についても、悪質な案件については、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条に基づく県の直接徴収を積極的に実施するなど、県税収入確保に努められたい。

和歌山県公営競技事務所

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成18年度末における返済状況は、次表のとおりである。引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、定期的な納入指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(単位:円)

| 調定額 | 収入済額 | 収入未済額 |
|-------------|---------|-------------|
| 200,779,243 | 125,000 | 200,654,243 |

伊都振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約749万円の未収金となっており、前年度末に比し約16万7千円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止のため、貸付時における償還指導を徹底するなど、引き

続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約255万4千円(1名1件)となっている。

橋本市との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

伊都振興局建設部

土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成18年度末現在で約276万4千円となっており、前年度に比し約15万2千円増加している。

今後とも、連帯保証人への督促、法的措置の適用等により未収金の回収に努めるとともに、さまざまな方策を本庁と協議しながら進められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成19年9月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年11月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監査実施年月日 |
|---------------|------------|
| 和歌山県農業大学校 | 平成19年9月28日 |

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第35号

平成19年8月9日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年11月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関名 和歌山県税事務所

2 監査実施年月日 平成19年8月1日

3 監査の結果

県税の未収金については、組織的な体制の整備を図り滞納整理に努力された結果、平成18年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約8億5,417万円と前年度末に比べ、約7,745万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉や広範かつ徹底した資産調査等により滞納者の現況把握に努め、特に高額滞納者に対する優先的な取組に重点を置くなど滞納整理の強化を図るとともに、個人県民税の未収金(大口で悪質なもの)については、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するなど、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

(1) 基本方針

ア 本年は、国から地方への税源移譲が実施されるなど税務行政にとって大きな節目の年であり、自主財源としての県税収入の役割の増大を十分認識し、公平で適正な賦課徴収に努める。

イ 職員の研修機会を増やし、納税者に対する説明能力の向上に努める。

ウ 進行管理を徹底し、計画的かつ効率的な滞納整理を実施することにより未収額の縮減に全力を尽くす。

(2) 具体的対策

ア 徴収目標の設定

今年度目標収入率について、対前年度決算比0.7ポイント増の97.5%とした。

イ 滞納整理の促進

現年課税分のより一層の早期着手とともに、広範かつ徹底した資産調査を行い、差押え、公売等の法的措置を確実に講じる。

ウ コールセンタータイムの設置

件数の多い現年自動車税について、全職員が集中して一斉に電話催告を行う。

エ 個人住民税の直接徴収

個人県民税の未収金(大口で悪質なもの)について、市町から個人住民税の徴収引継を受けて、県が直接徴収する。

オ 休日・夜間納税窓口の開設

平日昼間に納税機会のない方々のための納税や納税相談に応じる。

1 監査対象機関名 和歌山県子ども・障害者相談センター

2 監査実施年月日 平成19年8月1日

3 監査の結果

児童福祉施設負担金の収入未済額は、平成18年度末で

約2,815万円であり、前年度と比較して約36万円減少し、徴収努力はされているが依然として多額である。

今後とも、新規の未収金の発生を防止するため、口座振替の推進等、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金については未納者の実態把握に努め、引き続きより一層の債権管理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

児童福祉施設負担金の未収金整理については、新規未収金の発生防止に重点を置き、新たに施設入所の措置を行う場合には、徴収担当者と相談業務担当者が同席し、負担金制度について、納入義務者に理解していただけるよう懇切丁寧な説明に努めるとともに口座振替による納入方法等の推進や期限内納付の徹底を図るよう具体的かつ効果的な対策を実施している。

また、過年度分については、生活困窮者による長期継続滞納や納入者の所在不明等、未収金回収は困難を極めているが、当センターを挙げて徴収体制の強化を図っており、粘り強い電話催告や戸別訪問等により、未納額の縮減に努めている。

ちなみに、平成18年度決算時の滞納繰越者97名について、平成19年8月末現在、完納となった者は16名（うち平成18年度分のみ滞納者では、26名中15名）、分納中の者は24名、交渉中の者が37名となっている。

- 1 監査対象機関名 和歌山下津港湾事務所
- 2 監査実施年月日 平成19年8月1日
- 3 監査の結果

港湾施設使用料等の未収金については、平成18年度末で約2,550万円となり、前年度に比べ約1,184万円も増加している。

このうち、約1,176万円もの滞納をしている者がある。悪質滞納者については、施設の使用停止、許可の取消しなどの法的な措置を講じる等、未収金の減少に一層努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

指摘のあった大口滞納者を含め、全滞納者に対して平成19年8月に督促状の送付を行っており、以後指定期限内に納付のなかった者に対しても、電話催告及び隣戸訪問等の納付交渉を行いながら状況把握し、適正に未収金の縮減に取り組んでいく。

なお、納付義務者の死亡、行方不明、法人解散、自己破産等で収入を見込めない案件については、内容調査の上精査し、執行停止及び不納欠損等の処理を進めていく。

また、悪質滞納者については、和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第7条の規定に基づく監督処分を行い、施設の使用を停止し、許可を取り消し、原状回復その他必要な処置を命ずるための手続に移行する。

その上改善が見られない場合は、滞納整理処分も視野に

入れて取り組む。

- 1 監査対象機関名 海草振興局健康福祉部
- 2 監査実施年月日 平成19年8月3日
- 3 監査の結果

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約680万円となり、前年度末に比し約19万円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、特に懸案となっている過年度貸付分の未償還金については、連帯借主や連帯保証人に対し償還を求めするなど、引き続き厳格かつ組織的な債権管理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

これ以上新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点より、今後とも、貸付申請時には、本人、連帯借主及び連帯保証人を同席のもと、責任の明確化、貸付の趣旨の徹底に努めていく。

また、新たに償還に遅延が生じる者が出た場合には、直ちに訪問や電話により、まずは本人へ償還を働きかけ、それでも無理な場合は、連帯借主や連帯保証人への償還の依頼を行う。

特に懸案になっている過年度貸付分の未償還金の回収については、長年にわたる滞納者に対し、連帯借主や連帯保証人への償還の指導も含め、たとえ少額でも償還するよう指導を行い、債権が時効を迎えないよう粘り強く未償還金の回収に努めていく。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年11月16日

和歌山県橋本警察署長 田村敏行

| 物 件 (種別及び数量) | 拾得年月日 | 拾得の場所 |
|--------------------|-----------------|------------------------------------|
| 現金500,000円 (裸金) | 平成 19年10月19日 | 橋本市吉原地内 (家屋の郵便受けに投 函されていたもの) |